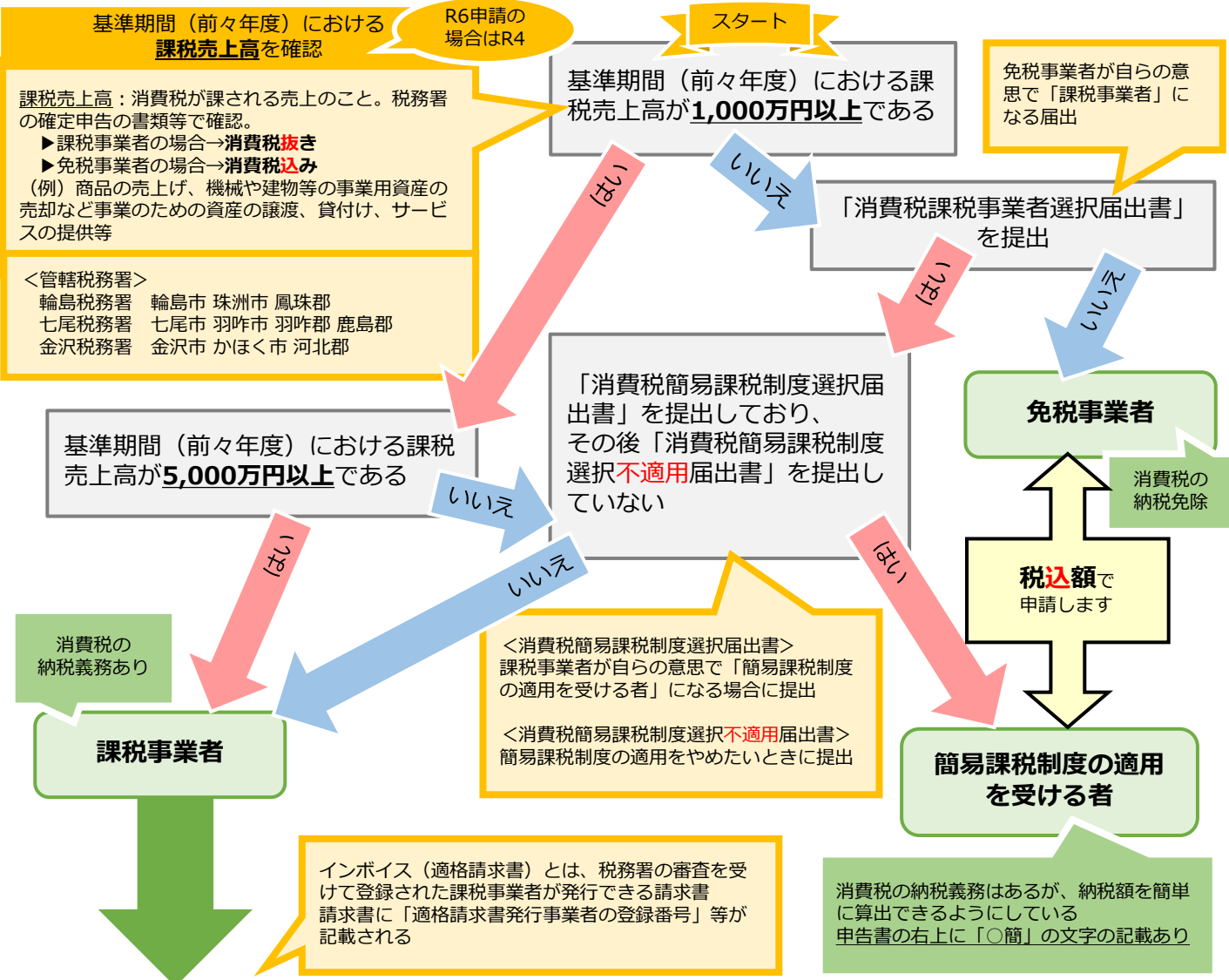


補助率を乗じる事業費に消費税を含むか含まないかは下の分類で判断します。

(注) 整備内容が複数あって、それらの整備時期が異なる場合には、整備内容ごとに基準期間、さらには消費税の取扱いが異なることがありますので、整備内容ごとの整備時期等を確認願います。



発注先の業者	適用条件を満たす取引かどうか	事業費について
インボイス（適格請求書）発行事業者	—	税抜額 で申請します （消費税全額を除いた分が補助対象）※今回除いた額は納税額から差し引かれるため
インボイス（適格請求書）発行事業者以外の者	適用条件を満たす（事業費の80%を課税対象とみなして控除可（令和8年9月30日まで））	消費税額の20% を含めた金額で申請します※今回除いた額は納税額から差し引かれるため
免税事業者等	適用条件を満たさない（仕入税額控除不可）	税込額 で申請します

例) トラクター300万円（税抜き）の再取得する場合、
 税抜き金額300万円×9/10以内（補助率）= 270万円

例) トラクター300万円（税抜き）の再取得する場合、
 （税込み金額330万円×1.02）/1.10 = 306万円
 20%税込み金額306万円×9/10以内（補助率）= 275.4万円以内

例) トラクター300万円（税抜き）の再取得する場合、
 税込み金額330万円×9/10以内（補助率）= 297万円以内

申請者が課税事業者の場合確認

80%控除の適用条件（発注先の業者が満たすか確認）

- ▶ 区分請求書の記載事項が満たされた請求書が交付・保存されていること
- ▶ 控除を適用するための必要事項が記載された帳簿が保存されていること
- ・ 売り手の氏名または名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容
- ・ 経過措置の適用を受ける課税仕入れであることおよびその割合
- ・ 課税仕入れ額

課税事業者等かどうかわからない場合は、**税抜額**で申請することは可能です